

医療関係者・従事者との関係について

1. 制定について

本件は、2014年6月23日付通達において「医療関係者・従事者との交際・交流を禁ずる」旨の通達に基づき、これを規定として明文化し決して間違いの起こらないようにすることで失地回復に資することを目的として制定する。

2. 基本規定

- 1 本会の役員並びに構成員と医療関係者・従事者との交際・交流は、その事情や背景の如何を問わず一律にこれを禁ずる。
- 2 前項について、いかなる事情があろうともこれに対する例外を一切認めない。
- 3 失地回復に関する諸事業において、如何なる理由・事情があろうとも医療関係者・従事者の関与を一切禁ずることとする。
- 4 上記各項について、医療関係者・従事者がこれに反する行為を行った場合はこれを罰則規定に基づき厳しく処するものとする。

3. 罰則規定

- 1 医療関係者・従事者が上記各条文各項に反する行為に及んだ場合、並びにこれによって本会の役員・構成員が損害を負い若しくは著しい不都合を蒙った場合は、本会規定に基づいてこれを厳しく処断する。
- 2 本会役員・構成員がこの規定に反する行為を行った場合はその結果の如何に拘らずこれを本会の賞罰規定に基づき処分する。なおその行状の不祥著しい場合は賞罰規定に基づき追加処分として停権、降格、若しくは賞典停止を処することがある。
- 3 本規定制定以前の事象については制定以降これを遡っての処断・処罰はしないものとする。但し制定時点ですでに処断された徒輩についてはこの限りではなく追加で処断することがあるものとする。

以上

本部周辺等 静穏化区域に関する規定

1. 制定について

本件は、失地回復プロジェクト・5 年単一計画に基づき、本部周辺並びに特に指定した区域における静穏化を図り失地回復に資するため静穏化についてこれを規定として明文化し決して間違いの起こらないようにすることで失地回復に資することを目的として制定する。

2. 基本規定

1 本会の指定する区域内においては、何人たりとも静穏化の保持を厳守し擾乱・闘争他大音量事象の無いようにしなければならないものとする。なお屋内・屋外を問わない。

2 前項について、いかなる事情があろうともこれに対する例外を一切認めない。

3 何人たりとも本会の行う失地回復に関する諸事業において、如何なる理由・事情があろうともこれを妨げる意図の行為、またこれを妨げるような行為を行ってはならないものとする。

4 上記各項について、本会役員・構成員以外の徒輩がこれに反する行為を行った場合はこれを罰則規定に基づき厳しく処するものとする。

5 静穏化区域については、これを別に定める施行細則に取り決めるものとする。

3. 罰則規定

1 本会役員・構成員以外の徒輩が上記各条文各項に反する行為に及んだ場合、並びにこれによって本会の役員・構成員が損害を負い若しくは著しい不都合を蒙った場合は、本会規定に基づいてこれを厳しく処断する。

2 本会役員・構成員がこの規定に反する行為を行った場合はその結果の如何に拘らずこれを本会の賞罰規定に基づき処分する。なおその行状の不祥著しい場合は賞罰規定に基づき追加処分として停権、降格、若しくは賞典停止を処することがある。

3 本規定制定以前の事象については制定以降これを遡っての処断・処罰はしないものとする。但し制定時点ですでに処断された徒輩についてはこの限りではなく追加で処断することがあるものとする。

以上